

令和6年度 第3回 黒石警察署協議会議事録

1 開催日時

令和7年2月26日(水) 15:00～16:00

2 開催場所

黒石警察署3階講堂

3 出席者

○ 協議会委員 9人

鳴海会長、工藤(康)副会長、佐藤(真)委員、藤本委員、岸委員、山本委員、天内委員、佐藤(和)委員、佐藤(俊)委員

○ 警察署 11人

署長、副署長、警務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、大鰐交番所長、平賀交番所長

4 開催内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長挨拶
- (4) 議事

ア 令和6年度における業務概況について

イ 意見要望等について

○ 押ボタン式信号機の積雪対応等について

[回答] ボタン等が雪で埋まっている場合、除雪関係の御要望であれば、道路管理者の担当となります。

なお、雪に限らず、道路上での交通障害等の情報が警察に寄せられた場合、警察から道路管理者に対し要請することは可能です。

信号機に関して警察では、感応式信号機が感知しないほかにも

- ・ 信号灯器に雪が付着して見えない

といったものは保守業者を通じて対応可能です。

○ 闇バイトの傾向と未然防止対策について

[回答] 全国の件数については把握していません。

県内で実際に犯罪加担しようとする者を保護した事例については、被害者保護の観点から、公表していません。

なお、県内において、いわゆる「闇バイト」に関係する殺人事件や強盗事件の認知はありません。黒石署管内での認知はありません。

また、青森県警察では、いわゆる「闇バイト」に対する未然防止対策として、

- ・ 県警察防犯アプリ「まもリン」や県警ホームページ、各種SNSを活用した県民に対する広報啓発活動
- ・ 学校における非行防止教室など、少年が犯罪に加担しないための広報啓発活動

を行い、犯罪実行者募集情報の具体的な事例等を周知しております。

さらに、犯罪に加担しようとする者が実際に犯罪に関わらないようにするため、

- 犯罪を行う前に警察に相談すること

○ 犯人から脅迫されているなどの場合は警察が保護することについて、防犯講話やショッピングセンター等での広報啓発活動など、あらゆる機会を利用して呼び掛けています。

○ 道路ラインの補修について

[回答] 道路標示に限らず、県で行う工事は年度ごとの予算管理がなされており、予算が決定した4月以降に予算規模に合わせた工事発注が可能となります。

工事発注には、工事設計から施工業者の入札まで最短でも2、3か月を要するため、新年度で発注した工事は、7月前後からの施工となります。

学校施設等の周辺では、特に子供の保護を図る必要があるという理由から特別な予算（債務負担行為）により4月初旬に施工可能となっておりますが、あくまで特別な措置であり、全ての工事をこの時期に発注することはできないものです。

○ 道路使用許可について

[回答] 道路使用許可の許可期間は、警察庁が定める基準に基づき、ねぷた等の行事は7日以内の期間と定められ、県内全域で統一した日数で許可しております。

本件要望内容は、今年度の申請受理時、当署から警察本部に問合せしておりますが「7日以内の期間」とは、ねぷたの運行日の日数ではなく、あくまでカレンダーの日数で7日以内となっているため、申請期間が7日を超える場合は受理できず2通必要になる旨の回答となっております。

○ 地域警察官との懇談要望について

[回答] 御要望につきましては、前向きに実施したいと考えておりますが、交番駐在所に勤務する地域警察官は事件事故の対応もあり、日程、参加人員を確保するためには、勤務調整が必要です。

今回の要望を踏まえ、新年度に開催することを検討することにしますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

5 警察署長総括

6 閉会

【開催状況】

